

○老人福祉法施行細則

昭和三十八年十月二十二日

大分県規則第七十一号

改正 昭和五八年一月二九日規則第三号

昭和六一年一月二四日規則第一号

平成四年四月一日規則第二九号

平成五年三月二一日規則第二八号

平成七年六月六日規則第五九号

平成一一年十二月二七日規則第六五号

平成一二年十二月二二日規則第一一八号

平成二九年三月二一日規則第二二号

平成三〇年三月三〇日規則第一三三号

令和二年六月三〇日規則第五四号

令和三年三月二一日規則第四八号

老人福祉法施行細則をここに公布する。

老人福祉法施行細則

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 老人居宅生活支援事業 (第二条―第四条)

第三章 老人福祉施設 (第五条―第十七条)

第四章 削除

第五章 有料老人ホーム (第二十五条)

第六章 雑則 (第二十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百二十三号。以下「法」という。) の施行については、法、老人福祉法施行令 (昭和三十八年政令第百四十七号) 及び老人福祉法施行規則 (昭和三十八年厚生省令第二十八号。以下「施行規則」という。) に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(平三〇規則二三・一部改正)

第二章 老人居宅生活支援事業

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第二章の二線上)

(老人居宅生活支援事業開始届)

第二条 法第十四条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届(第一号様式)によらなければならない。

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第十二条の二線上・一部改正)

(老人居宅生活支援事業変更届)

第三条 法第十四条の二の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届(第二号様式)によらなければならない。

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第十二条の三線上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

(老人居宅生活支援事業廃止(休止)届)

第四条 法第十四条の三の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止(休止)届(第三号様式)によらなければならない。

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第十二条の四線上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

第三章 老人福祉施設

(老人デイサービスセンター等設置届)

第五条 法第十五条第二項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届(第四号様式)によらなければならない。

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第十二条の五線上・一部改正)

(老人デイサービスセンター等変更届)

第六条 法第十五条の二第一項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等変更届(第五号様式)によらなければならない。

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第十二条の六線上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

(老人デイサービスセンター等廃止(休止)届)

第七条 法第十六条第一項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止(休止)届(第六号様式)によらなければならない。

(平四規則二九・追加、平五規則二八・旧第十二条の七線上・一部改正)

(老人ホーム設置届等)

第八条 法第十五条第三項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の設置の届出は、老人ホーム設置届（第七号様式）によらなければならない。

2 施行規則第三条第一項に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書（第八号様式）とする。

（昭六一規則一・平四規則二九・一部改正、平五規則二八・旧第十三条線上・一部改正、平二九規則二二・一部改正）

（老人ホーム事業開始届）

第九条 法第十五条第三項の規定による届出をした老人ホームの長又は同条第四項の規定による認可を受けた老人ホームの長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届（第九号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（昭六一規則一・平四規則二九・一部改正、平五規則二八・旧第十四条線上・一部改正）

（老人ホーム事業変更届）

第九条の二 法第十五条の二第二項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届（第十号様式）によらなければならない。

（平二九規則二二・追加）

（老人ホーム入所定員減少（増加）届等）

第十条 法第十六条第二項の規定による老人ホームの入所定員の減少又は増加の届出は、老人ホーム入所定員減少（増加）届（第十一号様式）によらなければならない。

2 法第十六条第三項の規定による老人ホームの入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請は、老人ホーム入所定員減少時期（入所定員増加）認可申請書（第十二号様式）によらなければならない。

（平二九規則二二・全改）

（老人ホームの廃止（休止）届等）

第十一条 法第十六条第二項の規定による老人ホームの廃止又は休止の届出は、老人ホーム廃止（休止）届（第十四号様式）によらなければならない。

2 法第十六条第三項の規定による老人ホームの廃止又は休止の認可の申請は、老人ホーム廃止（休止）認可申請書（第十五号様式）によらなければならない。

（昭六一規則一・平四規則二九・一部改正、平五規則二八・旧第十六条線上・一部改正、平二九規則二二・一部改正）

(改善命令による措置結果報告書)

第十二条 老人ホームの設置者は、法第十九条第一項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について措置結果報告書を、その処分を受けた日から三十日以内に、知事に提出しなければならない。

(平五規則二八・旧第十七条繰上、平二九規則二二・一部改正)

(軽費老人ホーム設置届等)

第十三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届(第十六号様式)によらなければならない。

- 2 社会福祉法第六十二条第二項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書(第十七号様式)によらなければならない。

(平五規則二八・旧第十九条繰上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

(軽費老人ホーム事業変更届等)

第十四条 社会福祉法第六十三条第一項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(第十八号様式)によらなければならない。

- 2 社会福祉法第六十三条第二項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(第十九号様式)によらなければならない。

(平五規則二八・旧第二十条繰上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

(軽費老人ホーム廃止届)

第十五条 社会福祉法第六十四条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(第二十号様式)によらなければならない。

(平五規則二八・旧第二十一条繰上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

(老人福祉センター事業開始届等)

第十六条 社会福祉法第六十九条第一項の規定による老人福祉センターの事業開始の届出は、老人福祉センター事業開始届(第二十一号様式)によらなければならない。

- 2 社会福祉法第六十九条第二項の規定による老人福祉センターに係る変更又は廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届(第二十二号様式)又は老人福祉センター廃止届(第二十三号様式)によらなければならない。

(平五規則二八・旧第二十二号繰上・一部改正、平二九規則二二・一部改正)

(準用)

第十七条 第十二条の規定は、軽費老人ホームの事業を經營する者が、社会福祉法第七十一

条の規定によつて必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

(平五規則二八・旧第二十三條線上・一部改正、平二九規則三二・一部改正)

第四章 削除

(平二九規則三二)

第十八条から第二十四条まで 削除

(平二九規則三二)

第五章 有料老人ホーム

(平二九規則三二・改称)

(有料老人ホーム設置届等)

第二十五条 法第二十九条第一項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届(第三十七号様式)によらなければならない。

2 法第二十九条第二項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届(第三十八号様式)によらなければならない。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届(第三十九号様式)によらなければならない。

4 第十二条の規定は、法第二十九条第一項の有料老人ホームの設置者が、同条第十五項の規定により必要な措置をとるべきことを命ぜられた場合に準用する。

(昭五八規則三・旧第三十四條線上、平五規則二八・旧第三十二條線上・一部改正、平二九規則三二・平三〇規則二三・令三規則四八・一部改正)

第六章 雑則

(平二九規則三二・章名追加)

(経由)

第二十六条 法、施行規則又はこの規則により、次の表の上欄に掲げる者が同表の中欄に掲げる者に提出する書類は、同表の下欄に掲げる機関をそれぞれ経由しなければならない。

| 提出者 | 提出先 | 経由機関 |
|---------------|--------|------|
| 市町村長 | 厚生労働大臣 | 知事 |
| 市が設置する福祉事務所の長 | 知事 | 当該市長 |
| 老人福祉施設の設置者 | 厚生労働大臣 | 知事 |

(昭五八規則三・旧第三十五條線上、平五規則二八・旧第三十二條線上、平一二規則一一八・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年八月一日から適用する。

附 則 (昭和五八年規則第三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十八年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の老人福祉法施行細則第二十五条及び第二十六条の規定は、この規則の施行の日前に行われた老人健康診査に係る県費負担金の交付請求書及び事業実績報告書の提出については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和六一年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年規則第二八号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年規則第六五号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年規則第一一八号) 抄

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二九年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年規則第一三三号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年規則第五四号)

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第四八号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人居宅生活支援事業開始届

老人居宅生活支援事業を開始することについて、老人福祉法第14条の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | | | |
|---|----------------|-----------|-----|
| 事業の種類及び内容 | 種 類 | | |
| | 内 容 | | |
| 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、 その名称及び主たる 事務所の所在地) | 氏 名 (名 称) | | |
| | 住 所 (所 在 地) | | |
| 届出者の登記事項証明書又は条例 | 別 紙 | | |
| 職員の定数及び職務の内容 | 職 種 | 職 務 の 内 容 | 定 数 |
| | | | 人 |
| | | | 人 |
| | | | 人 |
| 主 な 職 員 の 氏 名 | | | |
| 事業を行おうとする区域 | | | |
| 老人デイサービス事業 又は老人短期入所事業 の用に供する施設 | 名 称 | | |
| | 種 類 | | |
| | 所 在 地 | | |
| | 入 所 定 員 | | |
| 事業開始の予定年月日 | 年 月 日 | | |

第2号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人居宅生活支援事業変更届

老人居宅生活支援事業の届出事項を変更したので、老人福祉法第14条の2の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|---------|---|---|
| | | |

第3号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人居宅生活支援事業廃止(休止)届

老人居宅生活支援事業を廃止(休止)することについて、老人福祉法第14条の3の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 事業の名称 | |
| 廃止(休止)予定年月日 | 年 月 日 |
| 廃止(休止)の理由 | |
| 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置 | |
| 休止の予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

第4号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人デイサービスセンター等設置届

老人デイサービスセンター等を設置することについて、老人福祉法第15条第2項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | | | |
|-------------------|--|---|--|
| 施 設 の 名 称 | | 種 類 | |
| 所 在 地 | | | |
| 施 設 の 地 理 的 状 況 | 別紙位置図のとおり | | |
| 建物の規模及び構造並びに設備の概要 | (1) 敷 地 面 積 (2) 建物の延べ面積 (3) 構 造 (4) 設 備 一 覧 表 | m ² m ² 別 紙 | |
| 職員(職種別)の定数及び職務の内容 | | | |
| 施 設 の 長 の 氏 名 | | | |
| 事業を行おうとする区域 | | | |
| 入所定員(老人短期入所施設の場合) | 人 | | |
| 事業の開始予定年月日 | 年 月 日 | | |

添付書類 1 施設の配置図及び平面図

2 届出者の登記事項証明書(国、県及び市町村以外の者)

第5号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人デイサービスセンター等変更届

老人デイサービスセンター等の届出事項を変更したので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|---------|---|---|
| | | |

第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人デイサービスセンター等廃止(休止)届

老人デイサービスセンター等を廃止(休止)することについて、老人福祉法第16条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 施 設 の 名 称 | |
| 廃止(休止)予定年月日 | 年 月 日 |
| 廃止(休止)の理由 | |
| 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置 | |
| 休 止 の 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

第7号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

老人ホーム設置届

下記のとおり老人ホームを設置するので、老人福祉法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

| | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|-----|---|---|---|---|---|---|
| 施設の名 称 | | 種 類 | | | | | | |
| 所 在 地 | | | | | | | | |
| 建物の規模及び構造並びに設備の概要 | 別紙建物平面図のとおり | | | | | | | |
| 施設運営の方針 | | | | | | | | |
| 入 所 定 員 | 人 | | | | | | | |
| 職 員 の 定 数 | 職 | 人 | 職 | 人 | 職 | 人 | 計 | 人 |
| 職 務 の 内 容 | 別紙のとおり | | | | | | | |
| 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 | 別紙履歴書のとおり | | | | | | | |
| 事業開始の予定年月日 | 年 月 日 | | | | | | | |

添付書類 届出者の登記事項証明書(地方独立行政法人)

第8号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
名称及び代表者名

老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法第15条第4項の規定により老人ホームを設置したいので、下記のとおり申請
します。

記

| | | | |
|------------------------|-------------|-----|-------------|
| 施 設 の 名 称 | | 種 類 | |
| 所 在 地 | | | |
| 建物の規模及び構造 並びに設備の概要 | 別紙建物平面図のとおり | | |
| 施設運営の方針 | | | |
| 入 所 定 員 | 人 | | |
| 職 員 の 定 数 | 職 | 人 | 職 人 職 人 計 人 |
| 職 務 の 内 容 | 別紙のとおり | | |
| 施設の長その他主な 職員の氏名及び経歴 | 別紙履歴書のとおり | | |
| 事業開始の予定年月 日 | 年 月 日 | | |

添付書類 申請者の登記事項証明書

第9号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
名称及び代表者名

老人ホーム事業開始届

年 月 日から の事業を開始したのでお届け
します。

第10号様式(第9条の2関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
名称及び代表者名

老人ホーム事業変更届

下記のとおり老人ホームの事業を変更するので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により届け出ます。

記

| 変更事項 | 新 | 旧 |
|------|---|---|
| | | |

第11号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

老人ホーム入所定員減少(増加)届

下記のとおり入所定員を減少(増加)するので、老人福祉法第16条第2項の規定により届け出ます。

記

| 現在収容定員 | 人 | 減少(増加)後の収容定員 | 人 | 差引減少(増加)定員 | 人 |
|-----------------|-------|--------------|---|------------|---|
| 減少(増加)開始年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 減少(増加)する理由 | | | | | |
| 現に入所している者に対する措置 | | | | | |

第12号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
名称及び代表者名

老人ホーム入所定員減少時期(入所定員増加)認可申請書

下記のとおり入所定員を減少(増加)したいので、老人福祉法第16条第3項の規定により申請します。

記

| 現在収容定員 | 人 | 減少(増加)後の収容定員 | 人 | 差引減少(増加)定員 | 人 |
|-----------------|-------|--------------|---|------------|---|
| 減少(増加)開始年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 減少(増加)する理由 | | | | | |
| 現に入所している者に対する措置 | | | | | |

第14号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

老人ホーム廃止(休止)届

下記のとおり老人ホームを廃止(休止)するので、老人福祉法第16条第2項の規定により届け出ます。

記

| | |
|---------------------|--------------------|
| 休 止 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 廃 止 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 廃 止 (休 止) の 理 由 | |
| 現に入所している 者に対する措置 | |

第15号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
名称及び代表者名

老人ホーム廃止(休止)認可申請書

下記のとおり老人ホームを廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条第3項の規定により申請します。

記

| | |
|-------------------|--------------------|
| 休 止 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 廃 止 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 廃 止 (休 止) の 理 由 | |
| 現に入所している者に対する措置 | |

第16号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
名称及び代表者名

軽費老人ホーム設置届

軽費老人ホームを經營することについて、社会福祉法第62条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | | | |
|----------------------------|-------------|-----|--------|
| 施設の名 称 | | 種 類 | |
| 所 在 地 | | | |
| 設置者の氏名又は名称 | | 住 所 | |
| 設置者の経歴及び資産状況 | 別紙のとおり | | |
| 建物その他の設備の規模及び構造 | 別紙建物平面図のとおり | | |
| 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 | 職 名 | 氏 名 | 経 歴 |
| | | | 別紙のとおり |
| | | | 〃 |
| | | | 〃 |
| 事業開始の予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 入所者等に対する処遇の方法 | | | |

添付書類

1 条例、定款その他の基本約款

第17号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

軽費老人ホーム設置許可申請書

軽費老人ホームを経営したいので、社会福祉法第62条第2項の規定により許可して下さるよう下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|--------------------------------|-------------|-----|--------|
| 施設の名 称 | | 種 類 | |
| 所 在 地 | | | |
| 設置者の氏名又は名称 | | 住 所 | |
| 設置者の経歴及び資産状況 | 別紙のとおり | | |
| 建物その他の設備の規模及び構造 | 別紙建物平面図のとおり | | |
| 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員 の氏名及び経歴 | 職 名 | 氏 名 | 経 歴 |
| | | | 別紙のとおり |
| 事業開始の予定年月日 | 年 月 日 | | |
| 入所者に対する処遇の方法 | | | |
| 事業を営むための財源の調達及びその管理方法 | | | |
| 施設管理者の資産状況 | 別紙のとおり | | |
| 建物その他の設備の使用権限 | 別紙証明書のとおりに | | |
| 経 理 の 方 針 | | | |
| 事業経営者又は施設管理者に事故があるときの処置 | | | |

添付書類 定款その他の基本約款

第18号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
名称及び代表者名

軽費老人ホーム事業変更届

軽費老人ホームの事業を変更したので、社会福祉法第63条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|---------|---|---|
| | | |

第19号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

軽費老人ホーム事業変更許可申請書

軽費老人ホームの事業を変更したいので、社会福祉法第63条第2項の規定により、許可して下さるよう下記のとおり申請します。

記

| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|---------|---|---|
| | | |

第20号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)

名 称(氏名)

軽費老人ホーム廃止届

年 月 日から当軽費老人ホームを廃止することについて、社会福祉法
第64条の規定によりお届けします。

第21号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)

名 称(氏名)

老人福祉センター事業開始届

老人福祉センターを設置し、 年 月 日から事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | |
|-------------|--|
| 経 営 者 の 名 称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 事業の種類及び内容 | |

添付書類 条例、定款その他の基本約款

第22号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

老人福祉センター事業変更届

年 月 日より当老人福祉センターの事業を変更したので、社会福祉法
第69条第2項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|---------|---|---|
| | | |

第23号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)

名 称(氏名)

老人福祉センター廃止届

年 月 日から当老人福祉センターを廃止したので、社会福祉法第69条
第2項の規定によりお届けします。

第37号様式(第25条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 届

有料老人ホームを設置することについて、老人福祉法第29条第1項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| | | | | |
|--------------------------|---------------|----------------|-----|---|
| 施 設 の 名 称 | | | | |
| 設 置 予 定 地 | | | | |
| 設置者の氏名又は名称 | | | | |
| 設 置 者 の 住 所 又 は 所 在 地 | | | | |
| 事業開始の予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| 施設の管理者の氏名及び住所 | 氏 名 | | | |
| | 住 所 | | | |
| 施設において供与される便宜の内容 | 別 紙 | | | |
| 建物の規模及び構造並びに設備の概要 | (1) 敷 地 面 積 | m ² | | |
| | (2) 建物の延べ面積 | m ² | | |
| | (3) 構 造 | | | |
| | (4) 設 備 一 覧 表 | 別 紙 | | |
| 施設の運営の方針 | 別 紙 | | | |
| 入所定員及び居室数 | 入所定員 | 人 | 居室数 | 室 |

- 添付書類
- 1 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
 - 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
 - 3 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
 - 4 職員の配置の計画を記した書類
 - 5 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額を記した書類
 - 6 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を記した書類
 - 7 長期の収支計画を記した書類
 - 8 入居契約書

第38号様式(第25条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)
名 称(氏名)

有料老人ホーム事業変更届

年 月 日から当有料老人ホームの事業を変更することについて、老人福祉法第29条第2項の規定により、下記のとおりお届けします。

記

| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|---------|---|---|
| | | |

第39号様式(第25条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地(住所)

名 称(氏名)

有料老人ホーム廃止(休止)届

年 月 日から当有料老人ホームを廃止(休止)したので、老人福祉法第29条
第3項の規定によりお届けします。

第1号様式（第2条関係）

（平4規則29・追加、平5規則28・旧第23号様式の2線上・一部改正、平7規則59・平11規則65・令2規則54・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平4規則29・追加、平5規則28・旧第23号様式の3線上・一部改正、平7規則59・平11規則65・平29規則22・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（平4規則29・追加、平5規則28・旧第23号様式の4線上・一部改正、平11規則65・平29規則22・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平4規則29・追加、平5規則28・旧第23号様式の5線上・一部改正、平7規則59・平11規則65・令2規則54・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平4規則29・追加、平5規則28・旧第23号様式の6線上・一部改正、平7規則59・平11規則65・平29規則22・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平4規則29・追加、平5規則28・旧第23号様式の7線上・一部改正、平7規則59・平11規則65・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（昭31規則1・全改、平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第24号様式線上・令2規則54・令3規則48・一部改正）

第8号様式（第8条関係）

（昭31規則1・追加、平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第24号様式の2線上・一部改正、平11規則65・令2規則54・令3規則48・一部改正）

第9号様式（第9条関係）

（昭31規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第25号様式線上・一部改正、平11規則65・一部改正）

第10号様式（第9条の2関係）

（平29規則22・追加）

第11号様式（第10条関係）

（昭31規則1・全改、平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第26号様式線上・一

部改正、平29規則22・旧第10号様式線下・一部改正、令3規則48・一部改正)

第12号様式 (第10条関係)

(昭61規則1・追加、平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第26号様式の2線土・一部改正、平11規則65・一部改正、平29規則22・旧第11号様式線下・一部改正、令3規則48・一部改正)

第13号様式 削除

(平29規則22)

第14号様式 (第11条関係)

(昭61規則1・全改、平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第29号様式線土・一部改正、平29規則22・令3規則48・一部改正)

第15号様式 (第11条関係)

(昭61規則1・追加、平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第29号様式の2線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・令3規則48・一部改正)

第16号様式 (第13条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第31号様式線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・一部改正)

第17号様式 (第13条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第32号様式線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・令3規則48・一部改正)

第18号様式 (第14条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第33号様式線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・一部改正)

第19号様式 (第14条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第34号様式線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・令3規則48・一部改正)

第20号様式 (第15条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第35号様式線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・一部改正)

第21号様式 (第16条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第36号様式線土・一部改正、平11規則65・平29規則22・一部改正)

第22号様式 (第16条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第37号様式繰上・一部改正、
平11規則65・平29規則22・一部改正)

第23号様式 (第16条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第38号様式繰上・一部改正、
平11規則65・平29規則22・一部改正)

第24号様式から第36号様式まで 削除

(平29規則22)

第37号様式 (第25条関係)

(平4規則29・全改、平5規則28・旧第57号様式繰上・一部改正、平11規則65・令
3規則48・一部改正)

第38号様式 (第25条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第58号様式繰上・一部改正、
平11規則65・一部改正)

第39号様式 (第25条関係)

(昭61規則1・平4規則29・一部改正、平5規則28・旧第59号様式繰上・一部改正、
平11規則65・平29規則22・一部改正)